

(仮称) 新館清掃施設整備及び運営事業

特定事業の選定

平成 30 年 4 月

八王子市



八王子市（以下「市」という。）は、（仮称）新館清掃施設整備及び運営事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）」に準じて実施することとし、同法第5条の規定により実施方針を策定し、平成29年12月27日に公表した。

このたび、PFI法第6条の規定に準じ、本事業を特定事業として選定したので、同法第8条の規定に準じて、その客観的評価の結果を公表する。

## 1. 事業の概要

### （1）事業名

（仮称）新館清掃施設整備及び運営事業

### （2）本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名 称 （仮称）新館清掃施設

種 類 一般廃棄物処理施設（焼却処理施設）

### （3）公共施設等の管理者

八王子市長 石 森 孝 志

### （4）事業目的

本事業は、「新館清掃施設整備基本計画」（平成27年3月）に基づき（仮称）新館清掃施設（以下「本施設」という。）の整備及び運営について、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用して、効率的かつ効果的な事業を実施することを目的とする。

### （5）事業概要

本事業は、特定事業として、八王子市が所有する焼却施設等を整備する。また、焼却施設等の運営を長期複数年にわたり安定的に継続させるために、民間事業者は、焼却施設等の運営の遂行のみを目的とした会社法（平成17年法律第86号）に規定する株式会社（以下「運営事業者」という。）を設立することとし、当該運営事業者が民間事業者とともに焼却施設等の運営を実施する。

民間事業者は、現在、既設管理棟を利用し行われている収集事業を担保して本施設を整備し、本施設を市に引き渡したうえで運営事業者とともに本施設の運営を実施するのとする。

本施設に収集機能を移設した後、既設管理棟を解体撤去する。

## (6) 本事業対象施設の概要

| 項目           | 概要  |
|--------------|---|
| 事業実施場所       | 東京都八王子市館町 2700  |
| 民間事業者の業務及び期間 | 設計・建設業務：事業契約締結日から平成 34 年 9 月 30 日まで<br>運営・維持管理業務：平成 34 年 10 月 1 日から平成 55 年 3 月 31 日まで   |
| 主要な施設        | ア 配置施設<br>・ごみ処理棟、管理棟、玄関棟、計量棟、紙資源ストックヤード、剪定枝ストックヤード、自動洗車場、手洗い洗車場、自動車整備庫、給油所、収集車庫<br>イ 付属施設<br>・構内道路、門扉、囲障、駐車場、植栽等その他関連する施設や設備等 |
| 処理方式         | ストーカ式焼却方式又は流動床式焼却方式   |
| 処理対象物        | 【処理物】<br>①可燃ごみ（側溝汚泥含む）<br>②災害廃棄物<br>③小動物の死がい<br>④持込みごみ（可燃性粗大ごみ及び不燃性粗大ごみ）<br>【受入物】<br>⑤古紙（回収しリサイクル）<br>⑥剪定枝（回収しリサイクル）          |
| 供用開始         | 平成 34 年 10 月 1 日  |
| 施設規模         | 160 t/日（80 t/日×2 炉、24 時間稼働）   |
| 発電効率         | 17.5%以上とする  |

## (7) 特定事業の業務内容

特定事業として民間事業者が実施する業務は、次の 1) 及び 2) に掲げるものとし、各業務の詳細については、入札公告時に示す。

### 1) 本施設の設計・建設に関する業務

#### 【本施設の設計に関する業務】

- ① 本施設の設計
- ② 市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- ③ 市が行う循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- ④ 市が行うその他許認可申請支援

#### 【本施設の建設に関する業務】

- ① 本施設の建設（旧施設の解体含む。）
- ② 建設工事に係る許認可申請（支援を含む。）等
- ③ 市への引継業務等の近隣初動対応

### 2) 本施設の運営・維持管理に関する業務

- ① 運転管理業務（受付管理、余剰電力の売却等を含む。）
- ② 維持管理業務
- ③ 環境管理業務

- ④ 情報管理業務
- ⑤ 防災管理業務（災害時対応含む。）
- ⑥ その他関連業務（市への引継業務等の近隣初動対応、見学者対応等を含む。）

## **（８）事業方式**

本事業における施設の整備及び運営はD B O（Design Build Operate）方式により実施する。

本事業の入札手続きに参加する複数企業で構成される企業グループのうち、落札者として決定された応募者（以下「落札者」という。）は、建設請負事業者として本施設の設計・建設業務を行う。

さらに、落札者は、特別目的会社（運営事業者）を設立し、運営事業者は20年6ヶ月の運営・維持管理期間にわたって、本施設の運営・維持管理業務を実施するものとする。

## **（９）事業期間**

事業期間は次のとおりである。

### **１）設計・建設業務期間**

本施設の設計・建設業務：事業締結日から平成34年9月30日まで

### **２）運営・維持管理期間**

本施設の運営・維持管理業務：平成34年10月1日から平成55年3月31日まで

## **（１０）民間事業者への支払**

本事業における民間事業者への支払は次のとおりとし、詳細は入札説明書等において示す。

### **１）本施設の設計・建設業務に係る対価**

市は、本施設の設計・建設業務の対価として、設計・建設業務費を建設請負事業者に支払う。

### **２）本施設の運営・維持管理業務に係る対価**

市は、本施設の運営・維持管理業務の対価として、運営業務委託費を運営事業者に支払う。

## 2. 市が自ら事業を実施する場合とDBO方式により実施する場合の評価

### (1) 評価方法

本事業をPFI法に準じ、DBO事業として実施することにより、公共サービスの水準の向上を期待できること及び事業期間を通じて市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とし、次のとおり評価を行った。

- ① 定量的評価（事業期間全体における市の財政負担額の評価）
- ② 定性的評価（民間事業者に移転されるリスクの評価及び公共サービス等の水準の評価）
- ③ 上記による総合的評価

なお、市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

### (2) 定量的評価

#### 1) 市の財政負担額算定の前提条件

本事業を市が自ら実施する場合及びDBO方式により実施する場合の財政負担額の算定にあたり、設定した主な前提条件は次のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

#### (ア) 事業費等の算出方法

| 項目         | 市が自ら実施する場合  | DBO事業として実施する場合  |
|------------|---|---|
| 財政負担額の主な内訳 | ①建設費<br>②運営費<br>③起債金利<br>④施工監理費<br>⑤発注支援費用        | ①建設費<br>②運営費<br>③起債金利<br>④施工監理費<br>⑤SPC経費<br>⑥アドバイザー費用<br>⑦モニタリング費用 |
| 共通の条件      | ①事業期間：建設期間3年10ヶ月、運営期間20年6ヶ月<br>②年間計画処理量：43,000t/年 |   |
| 資金調達に関する事項 | ①循環型社会形成推進交付金<br>②起債<br>③一般財源                     | 同左  |
| 各種費用の設定    | プラントメーカーの見積、現有施設の実績及び他自治体の同種施設の実績等に基づき設定。         | プラントメーカーの見積及び他自治体の同種施設の実績等に基づき設定。                                   |

(イ) VFM検討の前提条件

| 項目     | 値    | 算出根拠                                |
|--------|------|-------------------------------------|
| 割引率    | 0.8% | H20-29 国債(10年もの)金利平均より設定            |
| 物価上昇率  | 0.0% | 物価変動は考慮しない                          |
| リスク調整値 | —    | 民間事業者に移転するリスクについては、定量化が困難であるため考慮しない |

2) 評価結果

以上の前提条件により、本事業を市が直接実施する場合とDBO方式で実施する場合の事業期間を通じての財政負担額を算出し、現在価値に換算した上で比較した。その結果、DBO方式の方が14.6%程度財政負担の削減を見込むことができる。

| 項目                           | 値             | 算出根拠           |
|------------------------------|---------------|----------------|
| ①市が自ら実施する場合<br>(現在価値ベース)     | 17,513,537 千円 | 交付金及び売電収入を控除済み |
| ②DBO事業として実施する場合<br>(現在価値ベース) | 14,957,329 千円 | 交付金及び売電収入を控除済み |
| ③VFM(金額)                     | 2,556,208 千円  | ①-②            |
| ④VFM(割合)                     | 14.6%         | ③÷①            |

(3) 定性的評価

本事業をDBO方式により実施する場合における定性的評価、民間事業者に移転されるリスクの評価及び公共サービス等の水準の評価を行う。

DBO方式により実施する場合、民間事業者の経営能力、技術力及び運営能力等を活用することにより、次の効果が見込まれる。

1) 民間事業者に移転されるリスクの評価

計画段階であらかじめ事業全体を見通して「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」の考え方に基づいて、リスク分担を明確にすることにより、事業全体のリスク管理を効果的かつ効率的に行うことが可能となり、過度な費用負担を抑制することができる。

2) 公共サービス等の水準の評価

① 設計・施工及び運営維持管理の一括実施による民間ノウハウの活用

本事業では、事業者が本施設の設計・施工及び運営維持管理を一括して実施することに

より、各業務間で相互に民間ノウハウが活用され、効率的・効果的な事業実施が可能となる。

② 長期包括的施設運営による運営内容の向上

運営管理に加えて物品・用役調達及び点検・補修等を包括的にかつ長期間にわたって実施することにより、運営・維持管理期間を通じた適時の補修等の実施、中長期的な視点での業務改善の実施、セルフモニタリングの実施等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による運営内容の向上が期待できる。

**(4) 総合評価**

本事業をDBO方式により実施することにより、市が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、14.6%程度の縮減を期待することができるとともに、効果的かつ効率的なリスク管理及び公共サービス等の水準の向上を期待することができる。

したがって、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条の規定に準じて、特定事業として選定する。